

うんてん  
運天港における国による港湾施設の一部管理の終了について

運天港においては、港湾法第55条の3の3の規定に基づき、令和3年12月10日より、運天港の港湾管理者（沖縄県）の要請を受け、国が運天港の港湾施設の一部を管理して「軽石の除去に関する全体調整」、「航路利用の可否の判断」等を実施し、さらに令和4年1月10日より、「軽石の除去」を追加して、国・県が連携した軽石対策を進めてまいりました。

この結果、これまでに国・県あわせて、約6万 $m^3$ の軽石を除去し、港内を漂流している軽石の除去が概ね完了したことから、令和4年6月9日をもって、国が実施している港湾施設の一部管理を全て終了します。国が除去した軽石については、内閣府沖縄総合事務局が沖縄県に対して申請している公有水面埋立法に基づく変更承認手続が完了次第、中城湾港泡瀬地区の直轄土砂処分場に埋立処分を行う予定です。

局所的に残存する軽石については、県が陸上からの除去作業を継続する予定であり、引き続き災害復旧事業として支援してまいります。

1. 管理を終了する時期  
令和4年6月9日（木）

2. 管理を終了する施設  
別紙の通り

3. 除去した軽石量※  
約6万 $m^3$  うち国除去分 約2万 $m^3$ 、うち県除去分 約4万 $m^3$

※ 令和4年6月6日までに除去したもの。令和3年12月10日以前に除去した量を含む。

運天港（羽地内海の状況）



令和4年1月8日撮影



令和4年6月5日撮影

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 浅見（46712）

電話：03-5253-8111（代）

03-5253-8688（直通）

FAX：03-5253-1654

# 運天港において国が令和4年6月9日をもって管理を終了する施設

施設名称	これまで国が実施していた管理の内容
①避難航路	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 航路における軽石その他の物件の除去、 航路の点検・利用可否判断
②避難泊地	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 泊地における軽石その他の物件の除去、 泊地の点検・利用可否判断
③運天港航路(運天地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
④運天港泊地(運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑤泊地(運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑥岸壁泊地(上運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑦航路(湧川地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑧航路(呉我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑨航路(屋我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑩泊地(屋我地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整



※航路・泊地の概ねの位置を示しているイメージです。

## 国が実施した軽石対策



※令和4年6月10日以降、運天港の全ての港湾施設は港湾管理者である沖縄県が管理。